

長期療養により定期の小児予防接種の機会を逃した方への接種のお知らせ

次の要件に該当する場合は、接種対象年齢を過ぎても、定期の予防接種として接種することができます。

事前申請が必要ですので、接種を希望される方は、子育て支援課までお問い合わせください。

1. 対象者

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、やむを得ず定期予防接種が受けられなかった市民
(長期療養特例対象となる疾病一覧参照)

2. 対象となる予防接種

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、四種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、BCG、
麻しん・風しん(MR)、水痘、日本脳炎、子宮頸がん予防

※ロタウイルスワクチンは本制度の対象外です。

3. 対象期間

疾病等の特別の事情がなくなったと認められる日から起算して2年以内

※対象期間の特例がある予防接種

BCG:4歳の誕生日の前日まで、小児用肺炎球菌:6歳の誕生日の前日まで、

ヒブ:10歳の誕生日の前日まで、四種混合・五種混合:15歳の誕生日の前日まで

4. 接種費用

対象期間内の接種は無料(岡山市内医療機関で接種した場合)

※岡山市外で接種される場合は、医療機関から請求された金額を一旦本人(保護者)が支払い、後日
笠岡市から接種費用の助成(一部または全額)を受けるようになります。岡山市外で接種される場合
は、別途申請が必要です。

5. 手続きの流れ

※ **事前に申請が必要です。**

①事前相談・申請

接種を希望される方は、子育て支援課で相談後、申請してください。

【事前申請の際に必要な書類】

- 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置申請書
- 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書(主治医が記入)
- 母子健康手帳(定期予防接種の過去の接種履歴が確認できるもの)

②申請承諾

申請受付後、審査に1週間程度かかります。

審査後、申請が承諾された対象者に、市が「決定通知書」と「予診票」を送付します。

③接種

対象者は「決定通知書」と「予診票」を持って、医療機関を受診し、予防接種を受けてください。